

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 143
2013. 2・3



主な内容

- ◆ 平成25年度 税制改正大綱
- ◆ 日野税務署管内 e-Tax推進協力税理士事務所のご紹介



公益社団法人

日野法人会

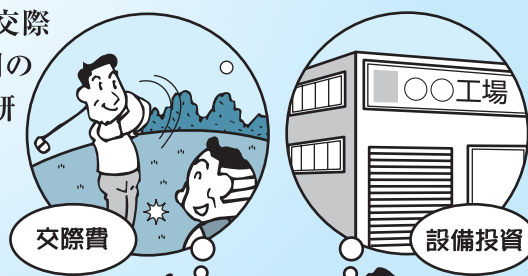
平成25年度 税制改正大綱

中小企業の交際費枠の拡大 事業承継税制の適用要件緩和など 法人会の改正要望盛り込まれる!

政府は本年1月29日、平成25年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱には、法人会がかねて強く求めていた中小企業の交際費枠の拡大、相続時精算課税制度の拡充、事業承継税制の適用要件の緩和などが盛り込まれるとともに、設備投資や研究開発を促進し、雇用や所得の増加につなげるための企業向けの減税策がうたわれています。

主な内容をお知らせします。



法人税関係

■交際費枠の拡大

中小企業が支出する交際費について、限度額を800万円(現行600万円)まで引き上げ、損金不算入措置(現行10%)を撤廃、よって800万円以下の部分については、全額損金算入が可能となります。

■生産設備投資促進税制の創設

設備投資金額が減価償却費を超え、かつ、設備投資額が前年に比べて10%超増加の場合は、30%の特別償却又は3%の税額控除が認められます。

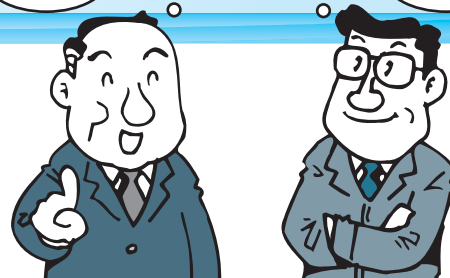
■経営改善に向けた設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者が、商工会議所、経営革新等支援機関による指導を受け、設備投資を行った場合は、30%の特別償却又は7%の税額控除が認められます。

■所得拡大促進税制の創設

下記の要件を満たす給与の増加額について10%(中小企業は20%)の税額控除が認められます。

- ・給与が基準年度に比べ5%以上増加
- ・給与が前年対比で減少しないこと
- ・平均給与が前年対比で下回らないこと



■雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の税額控除額が1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、高年齢継続被保険者になった者も雇用者として算定できるようになります。

※各項目とも平成25年4月1日開始事業年度から適用

所得税関係

■所得税の最高税率の見直し

所得税の税率について、課税所得4,000万円超について45%に引き上げられます(現行1,800万円超40%)。

※平成27年分から

■日本版ISAの導入

年間100万円までの上場株式等への投資について、ISA口座内で保有していれば、最大で5年間は配当・譲渡益が非課税となります。

※平成26年分から

◎日本版ISAとは・・・非課税口座内の少額上場株式や投資信託等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置。イギリスのIndividual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にした制度。

■金融所得課税の一体化の拡充

公社債等に対する課税方式を、上場株式等と一致させて申告分離課税方式に変更し、損益通算を可能にします。

※平成28年分から

■住宅ローン減税等の延長

住宅ローン減税は、平成25年末で期限切れとなる予定でしたが、平成29年末まで4年間延長されることになりました。

消費税の増税のタイミングでの駆け込み需要及びその反動を抑制する趣旨で、8%若しくは10%の消費税率で、住宅を取得した場合は、控除限度額が最大で200万円増額されます。購入金額によっては、消費税増税後に住宅を取得した方が有利になります。



相続税及び贈与税関係

■相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が、3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられます(現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数)。

※平成27年の相続から

■相続税及び贈与税の税率の変更

相続税の最高税率が55%に引き上げられます。また、それに伴い贈与税の最高税率も55%に引き上げられます(現行ともに50%)。さらに、税率構造についても変更されます。なお、20歳以上の者が、直系尊属から贈与を受ける場合は税率が軽減されます。

※平成27年の相続又は贈与から

■小規模宅地の特例の拡充

特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。さらに、従来は選択適用だった特定事業用宅地等と特定居住用宅地等について併用適用可能となります。

※平成27年の相続から

■相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に20歳以上の孫(現行推定相続人のみ)が加わり、贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。

※平成27年の贈与から

■事業承継税制の適用要件の緩和等

親族外への承継もOK、雇用8割条件を5年平均で評価、事前確認制度が不要となります。また、納税猶予が打ち切られた場合のリスクが軽減し、先代の経営者が役員を退任する必要もなくなり、使い勝手が良くなります。

※平成27年の相続又は贈与から

■子や孫への教育資金の一括贈与制度

30才未満の子や孫へ、教育資金として金融機関へ信託した場合、1人につき1,500万円までの贈与税が非課税となります。

※平成25年4月1日の贈与から

その他

■印紙税

平成26年4月以後は、領収書などに記載された受取金額が5万円未満の場合は、印紙が不要になります。

■延滞税等

延滞税が金利の動向により変動することになります。貸出約定平均金利が1%なら、通常の延滞税が年利率14.3%から9.3%に、2ヶ月以内の納付の場合で4.3%から3%になります。

※平成26年以後の期間に対応する部分から

☆記事内容についての問い合わせは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

(社)東京法人会連合会

65歳まで雇用義務化への対応

25年4月
から

改正高年齢者雇用安定法

特定社会保険労務士 小島信一

60歳以上の高年齢者を雇用する方法は、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年廃止の3つの方法がありますが、このうち、60歳でいったん定年させ、その後再雇用をする制度を採っている企業は多いと思います。

これまでは、一定の基準を満たす者のみ再雇用することで良かったのですが、今回の改正では、いよいよ65歳まで再雇用等が義務化されました。

●改正の背景

今後、我が国は世界に先駆けて、高齢化が急速に進行していきます。例えば、平成22（2010）年から平成32（2020）年までの10年間に、15～59歳の者が約492万人減少する一方、60歳以上の高年齢者が約418万人増加すると予想されています。毎年、中堅都市規模の人口が、そっくり現役から引退するのですから、そのインパクトは相当なものがあるといえます。

今回、高年齢雇用安定法が改正になりましたが、急激に減少する労働力を確保するにも待たなしの改正となっているわけです。

●改正内容

改正内容の骨子は次のとおりです。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定
5. 厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける

●改正の目玉！再雇用基準の廃止

現在、高年齢者雇用安定法では、65歳未満の

定年の定めをしている企業に対し、65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年を引き上げる、②継続雇用制度を導入する、③定年を定めない、というどれか3つの措置を義務付けています。

このうち、②の継続雇用制度とは、60歳でいったん定年はするものの、その次の日から再雇用されるという制度のことで、多くの企業が当該措置をとっています。

とはいえ、再雇用したくない社員もいることでしょう。

平成18年改正の際は、企業が定年到達者を再雇用する場合、何らかの基準を労使協定で定め、ある程度対象者を絞って構わない、という内容でした。

そこで、多くの企業が、「健康状態に問題がないこと」「勤務評定でC以上の者」などの基準を労使協定で定めたのです。

ただし、再雇用基準があったのでは、希望する人全員が65歳まで働くことができるとは限りません。

そのため、今回の改正では「再雇用基準」を廃止する、ということで現高年齢雇用安定法9条2項は削除されました。

実際、厚生労働省が再雇用されなかった人を調査したところ、2%弱の人が再雇用されず、退職したことがわかっています。とはいうものの、今回の改正においても、一定の暫定措置が残りました。

つまり、年金の支給に合わせて、再雇用基準を適用させることができる、というものです。また、再雇用基準とはいいませんが、退職・解雇の事由に相当する者についても、再雇用しなくて構わない、という運用面の注意書きが指針に盛り込まれています。

●高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針

企業が実務を行う上では、法律だけではなく

厚生労働省からの「指針」を待つ必要がありました。

なかなか指針が出てこなかったのですが、平成24年11月初旬に、ようやくホームページにアップされました。

この中で「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用」という箇所がありますので、ご紹介します。

2 継続雇用制度

…… 心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たしえないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く）に該当する場合は、継続雇用しないことができる。

就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。

また、当該同一の理由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。

なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは高年齢者等の雇用の安定等に関する一部を改正する法律の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。

ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

●企業の実務対応

上記箇所から、企業の行うべき実務が見えてきます。

まず、就業規則に定める①解雇、②退職、に該当する者は再雇用しなくて構わない、という運用にどう対応するか、です。

具体的には、この部分を活用するのかわからないのか、活用するとしたら就業規則にどう定めるのがいいのか、という検討です。もしも、就業規則に定めるのなら、定年のことを定めた条項を改定し、指針で示された内容を規定していきます。

また、その内容を労使協定に定めることもできるとなっていますので、労使協定を定めるべきか、を検討することになります。また、併せ

て今の退職、解雇条項は問題ないか、記載漏れ、不具合等ないかもチェックしておくといいいでしょう。

●経過措置を残すのか

次に、今ある再雇用基準をどうするのか、残すのか廃止するのか、ということを検討します。厚生年金の支給に合わせて、次の年齢からは基準を適用させてもいいことになっていますので、どうしたものか、を検討します。

期 間	適用年齢
平成25年 4月1日～平成28年 3月31日	61歳から適用
平成28年 4月1日～平成31年 3月31日	62歳から適用
平成31年 4月1日～平成34年 3月31日	63歳から適用
平成34年 4月1日～平成37年 3月31日	64歳から適用

●賃金・人事処遇制度の見直し

今後、65歳までの継続雇用が強力に推進されることを考えると企業としては、対応を考えざるを得ません。

高年齢者を有効に活用していくにはどうすればいいのか、なかなか難しい課題ではありますが、指針では、次のような観点から考えることを勧めています。

1. 年齢的要素を重視する賃金・人事制度から能力、職務等の要素を重視する制度に向けた見直しをする。
2. 継続雇用制度を導入する場合における継続雇用後の賃金については、継続雇用されている高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるようにする。
3. 短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる制度の導入をする。
4. 職業能力を評価する仕組みの整備とその有効な活用を通じ、高年齢者の意欲及び能力に応じた適正な配置及び処遇の実現を図る。
5. 勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇について、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能となる制度とする。

今後、ますます高齢化する日本、それを支えていく高齢者の処遇については、今までの枠組みを外して考えなければならなくなりそうです。

うまくいくコツは、個別対応、柔軟性、多様性、発想の転換といえそうです。

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から
オフィスから
税理士事務所から

簡単・便利なダイレクト納付

簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
インターネットバンキングの契約が不要！
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

イータ君



電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要ですので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

便利

即時又は納付日を指定して納付することが可能！
税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

 国税庁

税務署からのお知らせ

平成25年度 国 税 専 門 官 募 集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
1. 昭和58年4月2日から平成4年4月1日生まれの者
 2. 平成4年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
1. インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1) 受付期間 平成25年4月1日(月) 9時～平成25年4月11日(木)〔受信有効〕
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間 平成25年2月1日(金)～平成25年4月11日(木)
 - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
〔<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>〕
 2. インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間 平成25年4月1日(月)～平成25年4月2日(火)
〔平成25年4月2日(火)の通信日付印有効〕
 - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間 平成25年2月1日(金)～4月2日(火)
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

- ◇試験日
- 第1次試験 平成25年6月9日(日)
第2次試験 平成25年7月16日(火)～平成25年7月23日(火)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に日野税務署・総務課・新田（TEL 042-585-5661 内線202）までお尋ねください。



日野税務署管内 e-Tax推進協力税理士事務所のご紹介

(敬称略)

会員氏名	事務所所在地	電話番号	備 考
伊 藤 裕 康	日野市大坂上1-32-9 アイアージュ日野101	042-587-0520	
上 木 清 光	日野市万願寺3-5-8	042-582-7178	
大 賀 諭	日野市高幡1009-7 TIKビル505	042-808-0954	
奥 住 壽	日野市栄町5-14-2	042-581-2585	
片 山 雅 子	日野市百草897-14	042-592-6197	
阪 口 茂	日野市日野本町6-8-34	042-584-7109	
佐 藤 浩 崇	日野市百草1248-19	042-843-2062	
諏 訪 昭 三	日野市百草971-230	042-591-4131	
高 崎 恵 一	日野市多摩平5-21-5	042-581-2380	
種 村 智 子	日野市平山1-1-2	042-599-5370	
旗 野 洋	日野市平山5-21-9	042-599-7291	
原 田 征 久	日野市新町1-8-52	042-586-6250	
福 島 基	日野市百草920-131	042-594-5094	
盛 寿 成	日野市日野1622-2 フレシール101	042-582-8251	
山 口 広 記	日野市多摩平1-8-13 ホウユウビル2階C号	042-581-4701	
山 下 雅 裕	日野市多摩平3-16-20	042-589-0086	
山 下 護	日野市多摩平3-16-20	042-583-0080	
税理士法人 日野総研	日野市日野本町3-8-3	042-585-1951	土谷、高井
税理士法人 星野濱中会計	日野市新町1-6-7	042-581-8814	星野、濱中
山口浜屋税理士法人	日野市豊田4-14-14	042-586-9050	浜屋、浜屋、川越、佐々木
大 井 忠	多摩市一ノ宮4-6-13	042-374-7271	
大 石 直 也	多摩市唐木田1-26-1	042-400-0728	
大 槻 一 夫	多摩市愛宕4-17-9 ショウエイビル1F	042-310-1977	
大和田 雄 紀	多摩市豊ヶ丘1-1-10	042-374-5447	
小 澤 尚 子	多摩市聖ヶ丘4-30-5-404	042-371-2585	
小 澤 満	多摩市永山1-13-1 エクレール多摩永山ヒルズ505	042-376-5288	
込 山 博	多摩市桜ヶ丘1-53-3	042-372-8385	
関 博 明	多摩市連光寺4-17-23	042-374-8819	
土 屋 文 雄	多摩市鶴牧1-1-14 コーギーコート602	042-400-7225	
富 樫 清 志	多摩市一ノ宮1-23-5-202	042-375-7612	
戸 田 昭 壽	多摩市落合1-6-5-404	042-373-4646	
内 藤 純	多摩市一ノ宮4-1-17	042-373-6280	
日 吉 東	多摩市和田385-1	042-338-7515	
福 井 大	多摩市落合1-6-2 サンライズ増田ビル6階B号	042-372-3840	
宮 下 仁 志	多摩市貝取5-2-4-401	042-313-7619	
棟 方 滋	多摩市関戸3-16-2 オリエント丹野マンション201	042-374-1663	
山 田 香代子	多摩市関戸2-62-4	042-400-6931	
渡 邊 司	多摩市東寺方570-14	042-376-7456	
岩 藤 真 実	稲城市東長沼1726-19	042-378-7651	
牧 修	稲城市東長沼279	042-377-5804	

新春講演会・新年賀詞交歓会盛大に開催

2013年の年明けを祝って恒例の新春講演会並びに、新年賀詞交歓会が、1月8日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。

第1部では、経済学者で嘉悦大学教授の高橋洋一氏を講師に迎え「日本の政治経済の状況」についてと題し、新春講演会が開催されました。



講演する高橋洋一氏



多数の会員、市民の方々が聴講に

引き続き行われた第2部の新年賀詞交歓会には、来賓として山下正美日野税務署長、柿澤栄功東京都八王子都税事務所長、馬場弘融日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長、長島昭久衆議院議員、伊藤達也衆議院議員、小倉将信衆議院議員、小田原潔衆議院議員、他関係官庁、税理士

会をはじめとする税務関係諸団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、会員と合わせて205名が出席いたしました。

また、賀詞交歓会の席上、昨年8月に実施しました第3回税に関する絵はがきコンクールに入賞された小学生に賞状と記念品が大木会長から贈られました。



挨拶する大木会長



山下日野税務署長



柿澤八王子都税事務所長



馬場日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長



大木会長から税の絵はがきコンクール入賞者に賞状が



なごやかな賀詞交歓会

第3回税に関する絵はがきコンクール応募全作品の展示

女性部会主催で昨年8月に実施しました第3回税に関する絵はがきコンクール応募全作品（165作品）を2月14日～2月21日の期間、京王線高幡不動駅構内の南北自由通路に展示いたしました。



京王線高幡不動駅構内に全作品を展示



展示作業にご協力いただきました。

法人税・消費税講座

確定申告書の書き方を4日間で学ぶ

法人税・消費税の申告書の書き方をテーマとした「法人税・消費税講座」が、1月22日から4日間にわたり多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。講師に日野税務署の曾我審理担当上席を招き、やさしく解説いただきました。



別表の書き方を中心に解説

源泉部会でテーマ別研修会



源泉部会では、1月18日関戸一ノ宮コミュニティセンターにおいて、テーマ別研修会が開催されました。第1部では、復興特別税導入で平成25年1月から源泉徴収事務がどう変わるかをテーマに日野税務署木屋路調査官より解説いただきました。第2部では、2時間で学ぶ採用業務の極意と題し、社会保険労務士の野口紀央氏より採用業務について、良い人材を採用するテクニックや採用に関する法律、採用における助成金等について解説いただきました。

日野地区・多摩地区でそれぞれ新春講演会を開催

日野地区では、2月5日富士電機能力開発センターにおいて、日野市長馬場弘融氏を講師に招き、「市政16年を振り返って」と題し講演、多摩地区では、2月8日京王クラブにおいて、多摩市長阿部裕行氏を講師に招き、「多摩市の現状と将来について」と題し講演いただきました。



日野市長講演会（日野地区）



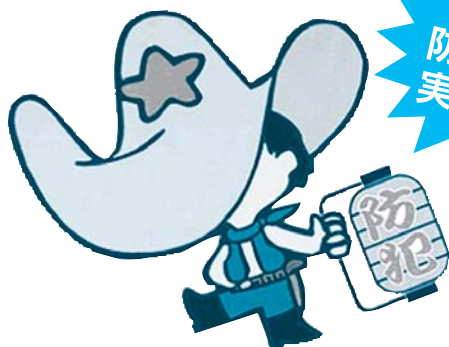
多摩市長講演会（多摩地区）

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

防犯カメラ・防犯ベル・防災のプロシヨップ



**無料
防犯診断
実施中!**

ストップ The ドロボー

ドロボー・駐車場・盗聴
万引・不審者・オートロック
★防犯ベル ★防犯・監視カメラ
★ダミーカメラ（屋内・屋外用）
★家庭用火災報知器

株式会社 セキュリテハウス西東京

本社：〒191-0043 東京都日野市平山3-43-8
八王子事業所：〒192-0033 東京都八王子市高倉町7-10
TEL 042-646-0171 FAX 042-646-1874
<http://www.security-house.info>
E-mail: ichiro@security-house.info

〈日野地区 第8支部所属〉



(株)セラウェーブでは、12年前から様々なメーカーの太陽光発電システムを設置していきました。

そのノウハウを元に、お客様の住宅に合った最適な発電プランをご提案いたします。

また、設置後の保証も充実しています。設置機器の10年保証、施工の10年保証（雨漏り等）、更にメンテナンスも大手メンテナンス会社と契約しており、清掃や発電チェック等、長く安心して使って頂くための体制が整っております。

節電・省エネから発電ビジネスへ 太陽光発電システム導入は最適な投資対象

全量固定買取制度・投資利回り10%以上・グリーン投資減税による節税効果・日本政策金融公庫による低金利融資

株式会社 セラウェーブ

東京都多摩市一ノ宮2-6-39 IMビル2F・3F

電話 042-319-6635 FAX 042-319-6613

<http://www.sera-wave.com/> お問い合わせメール Web@sera-wave.com

〈多摩地区 第2支部所属〉

稲城市より全国の病院施設に、
情報とネットワークで医療に貢献します。

インフィニティメディカルソフト株式会社

豊富な導入実績に基づき、全国に医療機関向けITシステムの販売を拡充中です。

- 病院施設向けの画像管理システム、生理機能検査システム等で、国立病院をはじめ地域の基幹病院を含め豊富な導入実績。
- 病院・クリニック・健診施設の遠隔画像診断支援ネットワークの構築で多くの導入実績。

〒206-0802 東京都稲城市東長沼2120-6-102

TEL 042-379-6421 FAX 042-379-6429

URL : <http://www.inf-medicalsoft.co.jp>

〈稲城地区 第2支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

3月18日(月) 9:30	決算法人説明会	パルテノン多摩 4階第1会議室
13:30	決算法人説明会	パルテノン多摩 4階第1会議室
4月12日(金) 17:00	稲城地区第3支部税務研修会・報告会	坂浜防災コミュニティーセンター
15日(月) 11:00	日野地区第6支部税務研修会・報告会	多摩電気工事(株)
16日(火) 14:00	新設法人説明会	日野税務署
17日(水) 14:00	決算法人説明会	日野税務署
23日(火) 16:00	源泉部会記念講演・報告会	京王クラブ

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第3回 通常総会のお知らせ

日時：5月28日(火) 午後3時 場所：桜美林大学多摩アカデミーヒルズ

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

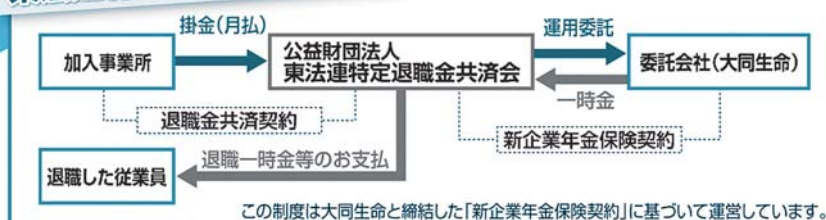


優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共制度の⑤つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度の仕組み



公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp

編／集／後／記

政権交代から3ヶ月余が過ぎ、景気回復の兆しが囁かれている。

事実、日経平均は上昇し、1ドル90円台まで円安が進んだとのこと。数年続いた貿易赤字に終止符が打たれるのは喜ばしいが、未だ我が国の内外には様々な問題が控えているようで、先行き不透明感は相も変わらず。情報の感度を高めて、不穏な時勢を乗り切っていきたいものである。

広報委員 横塚 義明

表紙 紹介

140数年の歴史が刻まれた日野宿本陣で「お雛様を愛でる会」による明治・大正・昭和初期の古今雛(こきんびな)と雛道具色鮮やかな吊し雛などが展示されました。

(写真 広報委員長 熊沢 僑一郎)

多摩川の流域には、上流から下流に至るまで39ヶ所の渡しがつくられた。渡しは川の兩岸を結ぶ交通路であり、流域の人々にとっては、人や物資等の運搬、耕作場への移動など重要な役割を果たした。

稲城市域には、4ヶ所に渡船場がつくられた。上流からは是政の渡し、常久河原の渡し、押立の渡し、矢野口の渡しの4ヶ所である。稲城と調布・府中を結ぶこれらの渡しの成立年代は、今のところ明らかでないが、おそらく中世末から近世にかけてつくられたものと思われる。

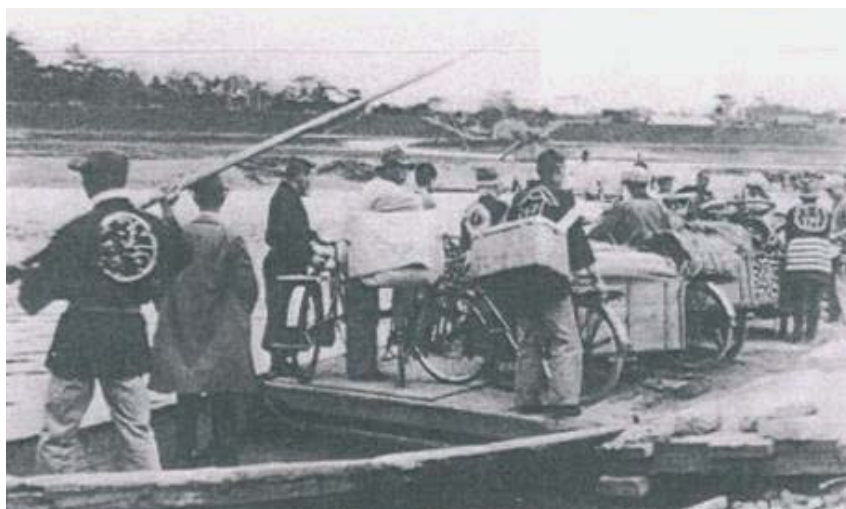
特に是政・押立は、江戸時代中期の『調布玉川惣画図』にも記載されており、古くから設置された渡し場である。また矢野口の渡しは、多摩川原橋開通後は、下菅の渡しと統合し、菅の渡しと名称を変え、昭和48年まで続けられた。



▲北斎が描いた多摩川の渡し
(富嶽三十六景より)

是政、押立、矢野口の3ヶ所は常設の渡しであり、常久河原は、対岸の耕作場に行くための作場渡しであった。

通常の渡しは、馬車や荷車を渡す大型船と人や自転車、荷物などを中心に渡す小型船によって運営されていた。大型船は、馬船「うまぶね」とか大船「おおぶね」とよばれ、長さ6間～8間（約10.9m～14.5m）、小型船は伝馬船「てんません」とよばれ、長さ5間～5間半（約9.1m～10m）の大きさであった。大型の馬船には農機具運搬の2トントラックなども積まれ、運搬量は相当なものであった。市内の渡船場は、是政橋、多摩川原橋の架橋によって、昭和10年代には次々に廃止されていった。



写真・資料提供

稲城市教育委員会